

【談話】 「日の丸・君が代」訴訟 1・16 最高裁判決について

2012年1月19日

全日本教職員組合

教育文化局長 得丸 浩一

1. 卒業式などで「君が代」起立斉唱やピアノ伴奏の職務命令に従わなかったとして懲戒処分を受けた東京都の公立学校の教職員約170名が、処分の取り消しなどを求めた3件の訴訟の上告審において、1月16日、最高裁第1小法廷は、「処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者としての裁量権の範囲を超える」として、停職処分(1人)と減給処分(1人)を取り消す判決を出しました。
2. 都教委が2003年10月に出した通達(「10・23通達」)は、職務命令により卒業式などで「君が代」起立斉唱を強制し、命令に従わない教職員に対し、1回目は戒告、2・3回目は減給、4回目以降は停職と、懲戒処分を累積加重する方針を強行してきました。これに対し、本判決は、処分が「職務上及び給与上の不利益」「将来の昇給等にも相応の影響が及ぶ」ことを認め、毎年2回以上の卒業式や入学式等の式典のたびに懲戒処分が累積して加重されると短期間で反復継続的に不利益が拡大していく」とし、「減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「減給処分を選択することについて、相当性を基礎づける具体的事情が認められるためには、過去一回の不起立行為等による懲戒処分の処分歴がある場合に、これのみをもって直ちにその相当性を基礎付けるには足りず」との判断を示し、処分の加重化に一定の歯止めをかける内容になっています。
3. 最高裁判決を受けて、大阪府知事は、1回目の職務命令違反で減給か戒告、2回目は停職とし、同じ命令に3回従わなかった場合は分限免職と定めている大阪「教育基本条例案」について、記者会見で、限定的ではありますが、修正の方向を表明しています。
4. しかし、今回の最高裁判決は、昨年3月の「都教委の裁量権の逸脱・濫用」を認め、戒告を含めた懲戒処分を取り消した高裁判決を覆し、「当不当の問題として論ずる余地はあり得る」としながらも「戒告処分は違法であるとはいえない」とし、「10・23通達」やそれに基づく職務命令、懲戒処分が憲法違反であるとの主張が受け容れられなかったことは重大な問題です。
5. なお、昨年5月から6月にかけて最高裁で行われた「君が代」不起立にかかわる3件の判決では、14名の裁判官のうち9名が、「反対意見」「補足意見」を表明し、思想・良心の自由について慎重に配慮する姿勢を示しました。今回の判決でも「教員には、幅広い知識と教養、真理を求め、個人の価値を尊重する姿勢、創造性を希求する自立的精神の持ち主であることが求められるのであり…教員における精神の自由は、取り分けて尊重されなければならないと考える」「職務命令違反を理由として、懲戒処分を科することは相当ではないと考える」などの「補足意見」や「反対意見」が付けられたことは重要です。
6. 入学式・卒業式などの教育活動は、創意・工夫をこらし子どもたちが主人公となるものであるべきです。全教は、父母、国民と共同して、憲法と子どもの権利条約の精神を生かした教育の実現のために力をつくす決意です。